

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年10月29日 (金曜日)

定期第 253 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷  
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 浜 (〇四五) 五七一一三五〇八

目次	ページ	
○告示		地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 574
保安林の解除予定 (県西地域県政総合センター)	571	地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 575
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効 (健康医療・薬務課)	571	○選挙関係告示
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	572	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動 575
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	572	○公告
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	572	神奈川地域森林計画の変更の案の縦覧 (環境農政・森林再生課) 575
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	572	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (5件) (産業労働・商業流通課) 575
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	572	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 577
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	572	既存の大規模小売店舗の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 577
○監査委員公表		公共測量の実施通知 (県土整備・建設業課) 578
監査の結果に関する報告について	573	公共測量の終了通知 (県土整備・建設業課) 578
○選挙管理委員会告示		事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者 (県土整備・建設業課) 578
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	574	開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所) 578
		○入札公告
		落札者等の公告 (健康医療・総務室) 579

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示	
<p><b>神奈川県告示第639号</b></p> <p>次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。</p> <p>令和 3 年10月29日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 解除予定保安林の所在場所 南足柄市矢倉沢字一ノ金王2,689 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>神奈川県告示第640号</b></p> <p>神奈川県薬物濫用防止条例 (平成27年神奈川県条例第10号) 第</p>	<p>11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年10月29日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 失効する知事指定薬物の名称</p> <p>(1) 化学名 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類 (通称名 Benocyclidine、BTCP)</p> <p>(2) 化学名 N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Metonitazene)</p> <p>(3) 化学名 キノリン-8-イル=3- [(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル] -4-メチルベンゾアート及びその塩類 (通称名 2F-QMPSB)</p> <p>(4) 化学名 N- (アダマンタン-1-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA)</p>

この公報は再生紙を使用しています

2 失効の理由  
 1 の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日  
 令和 3 年 10 月 31 日

土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。  
 令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荇田町 6	横浜市青葉区荇田町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第641号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した

**神奈川県告示第642号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上の宮 1 丁目 1	横浜市鶴見区上の宮一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上の宮 1 丁目 1	横浜市鶴見区上の宮一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東久保町 1	横浜市西区東久保町及び久保町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東久保町 1	横浜市西区東久保町及び久保町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新山下 1 丁目 1	横浜市中区新山下一丁目、新山下二丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新山下 1 丁目 1	横浜市中区新山下一丁目、新山下二丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笹下 6 丁目 2	横浜市港南区笹下六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下 6 丁目 2	横浜市港南区笹下六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
平戸 3 丁目 5	横浜市戸塚区平戸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	平戸 3 丁目 5	横浜市戸塚区平戸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第643号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上の宮 1 丁目 1	横浜市鶴見区上の宮一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
平戸 3 丁目 5	横浜市戸塚区平戸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

上の宮 1 丁目 1	横浜市鶴見区上の宮一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
平戸 3 丁目 5	横浜市戸塚区平戸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第644号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域		土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東久保町1	横浜市西区東久保町及び久保町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東久保町1	横浜市西区東久保町及び久保町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新山下1丁目1	横浜市中区新山下一丁目、新山下二丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新山下1丁目1	横浜市中区新山下一丁目、新山下二丁目及び山手町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笹下6丁目2	横浜市港南区笹下六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下6丁目2	横浜市港南区笹下六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

## 監 査 委 員 公 表

### 神奈川県監査委員公表第19号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月29日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

#### 第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）

#### 第 2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

#### 第 4 監査実施箇所数

本庁機関 2 か所

#### 第 5 監査実施日

令和3年9月14日

#### 第 6 監査の実施内容

セーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会に対して実施した令和2年の財政援助団体等監査の結果を踏まえ、同実行委員会に対する県の負担金の支払手続等について確認する必要があると認められたことから、関係する本庁機関2か所において、当該支払手続等の状況を随時に監査した。

#### 第 7 監査の結果

監査の結果、本庁機関2か所において不適切事項が2件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

スポーツ局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和3年9月14日（令和3年7月7日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会2019の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。
セーリング課	令和3年9月14日（令和3年2月4日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会2019の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当た

り、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。

**選挙管理委員会告示**

**神奈川県選挙管理委員会告示第66号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、154,297である。

令和3年10月29日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 国 吉 一 夫

**神奈川県選挙管理委員会告示第67号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月29日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 国 吉 一 夫

選挙区名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1の数
横浜市鶴見区	80,025
同 神奈川県	67,764
同 西区	28,767
同 中区	40,209
同 南区	55,690
同 港南区	61,134
同 保土ヶ谷区	57,741
同 旭区	69,451
同 磯子区	46,723
同 金沢区	55,891
同 港北区	98,401
同 緑区	50,344
同 青葉区	86,283
同 都筑区	57,773
同 戸塚区	78,483
同 栄区	34,415

同 泉 区	43,002
同 瀬谷区	34,496
川崎市川崎区	63,155
同 幸 区	46,733
同 中原区	71,962
同 高津区	63,943
同 宮前区	64,182
同 多摩区	60,762
同 麻生区	49,579
相模原市緑区	47,572
同 中央区	75,800
同 南区	78,276
横 須 賀 市	112,758
平 塚 市	71,953
鎌 倉 市	50,448
藤 沢 市	122,168
小 田 原 市	53,806
茅 ヶ 崎 市	68,504
逗 子 市 ・ 葉 山 町	26,104
三 浦 市	12,419
秦 野 市	45,042
厚 木 市	62,012
大 和 市	67,013
伊 勢 原 市	27,948
海 老 名 市	37,771
座 間 市	36,933
南 足 柄 市 ・ 足 柄 上	30,328
綾 瀬 市	22,609

寒 川 町	13,535
大 磯 町 ・ 二 宮 町	17,564
足 柄 下	12,611
愛 川 町 ・ 清 川 村	11,545

神奈川県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,064,354である。

令和3年10月29日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 国 吉 一 夫

選挙関係告示

衆小4選告示第4号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙神奈川県第4区選挙区の候補者高谷あきひこについて、候補者届出政党である日本維新の会から、令和3年10月19日に次のとおり異動の届出があった。

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後
職 業	市 議 会 議 員	政 党 役 員

令和3年10月29日

衆議院小選挙区選出議員選挙神奈川県第4区選挙区  
選挙長 門 河 通 憲

公 告

森林法第5条第5項の規定により神奈川県地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に理由を付して意見書を提出することができます。

令和3年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 森林計画区の名称  
神奈川県森林計画区
- 2 縦覧の場所  
神奈川県環境農政局緑政部森林再生課、神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課、神奈川県県央地域県政総合センター森林部森林保全課、神奈川県湘南地域県政総合センタ

一農政部森林課及び神奈川県西地域県政総合センター森林部森林保全課

3 縦覧の期間

令和3年10月29日から同年11月22日まで

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社アマダ  
伊勢原市石田200  
代表取締役 磯部 任

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ小田原シティモール  
小田原市前川字一本木105の1ほか

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
株式会社アマダホールディングス 伊勢原市石田200 代表取締役 磯部 任	株式会社アマダ 伊勢原市石田200 代表取締役 磯部 任

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
日本トイザラス株式会社 川崎市幸区大宮町1, 310 代表取締役 モニカ・メルツ ほか21者	日本トイザラス株式会社 川崎市幸区大宮町1, 310 代表取締役 アンドレ・アー チー・ジェイブス ほか21者

- 4 変更の年月日

令和3年6月1日ほか

- 5 届出年月日

令和3年8月31日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲1-2の1

代表取締役 梅田 圭

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ湯河原

足柄下郡湯河原町中央1-1, 617

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社D○ 静岡県伊東市吉田684の1 代表取締役 出口 和良 ほか 3者	株式会社D○ 静岡県伊東市吉田684の1 代表取締役 出口 哲也 ほか 3者

4 変更の年月日

令和3年5月26日

5 届出年月日

令和3年9月28日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内1-5の1

代表取締役 柳井 隆博 ほか1者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

湘南モールフィル・ミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンター

藤沢市辻堂新町4-4, 300の1ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内1-5の1 代表取締役 柳井 隆博 ほか1者	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1-5の1 代表取締役 柳井 隆博 ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社スタイルフォース 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8の1 代表取締役 渡邊 智則 ほか70者	株式会社スタイルフォース 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8の1 代表取締役 飯高 宏 ほか71者

4 変更の年月日

令和3年5月21日ほか

5 届出年月日

令和3年9月28日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤオコー

埼玉県川越市新宿町1-10の1

代表取締役 川野 澄人

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秦野店

秦野市平沢423の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) ヤオコー秦野店	ヤオコー秦野店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変 更 前	変 更 後
株式会社ヤオコー 埼玉県川越市脇田本町1の5 代表取締役 川野 澄人	株式会社ヤオコー 埼玉県川越市新宿町1-10の1 代表取締役 川野 澄人

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後

株式会社ヤオコー 埼玉県川越市脇田本町1の5 代表取締役 川野 澄人	株式会社ヤオコー 埼玉県川越市新宿町1-10の1 代表取締役 川野 澄人 ほか3者
--	---

- 4 変更の年月日  
平成30年12月3日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年9月28日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内1-4の1  
代表取締役 大山 一也

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

Terrace Mall (テラスモール) 湘南  
藤沢市辻堂神台1-2の2ほか

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4の1 代表取締役 橋本 勝	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4の1 代表取締役 大山 一也

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社東京ソワール 東京都港区南青山1-1の1 代表取締役 村越 眞二 ほか183者	株式会社東京ソワール 東京都港区南青山1-1の1 代表取締役 小泉 純一 ほか180者

- 4 変更の年月日  
令和3年8月29日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年9月29日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤオコー  
埼玉県川越市新宿町1-10の1  
代表取締役 川野 澄人

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秦野店  
秦野市平沢423の1

- 3 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻

変 更 前	変 更 後
午前9時	午前8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後11時まで	午前7時30分から午後11時まで

- 4 変更する年月日  
令和3年12月1日
- 5 届出年月日  
令和3年9月28日

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和3年10月29日から令和4年2月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和3年10月29日から令和4年2月28日までに知事に意見書を提出できます。

令和3年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2の1

代表取締役 高家 正行

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カインズ秦野店  
 秦野市落合字上河内477の1ほか

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前		変 更 後	
駐車場 1	110台	駐車場 1	95台
駐車場 2	219台	駐車場 2	117台
計	329台	計	212台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前		変 更 後	
駐輪場	170台	駐輪場	76台

4 変更する年月日

令和 4 年 5 月 7 日

5 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の地域

横浜市鶴見区末広町地先から同市港北区小机地先まで

3 測量の期間

令和 3 年 9 月 28 日から令和 4 年 1 月 31 日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の地域

横浜市港南区日野 1 丁目地区

3 測量の期間

令和 3 年 4 月 20 日から同年 6 月 30 日まで

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 (1) 商号又は名称 株式会社あさひ住宅
- (2) 代 表 者 久保木 洋三
- (3) 主たる事務所 横浜市旭区二俣川一丁目 4 番地 8
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(4)第24493号
- (5) 免 許 年 月 日 平成29年 8 月 26 日
- 2 (1) 商号又は名称 有限会社日本土地建物不動産
- (2) 代 表 者 和久井 敏行
- (3) 主たる事務所 横浜市磯子区丸山二丁目11番 7 号
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(14)第4847号
- (5) 免 許 年 月 日 平成29年12月15日
- 3 (1) 商号又は名称 翔南企画
- (2) 代 表 者 村井 京子
- (3) 主たる事務所 藤沢市亀井野1, 251の101
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(4)第24683号
- (5) 免 許 年 月 日 平成30年 2 月 25 日
- 4 (1) 商号又は名称 有限会社グリーンホーム
- (2) 代 表 者 井上 進
- (3) 主たる事務所 川崎市多摩区菅稲田堤一丁目17番 8 号
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(6)第21726号
- (5) 免 許 年 月 日 平成31年 4 月 5 日
- 5 (1) 商号又は名称 株式会社碧教育センター
- (2) 代 表 者 桃原 克博
- (3) 主たる事務所 小田原市本町二丁目 1 番38号
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第29817号
- (5) 免 許 年 月 日 平成29年 5 月 9 日
- 6 (1) 商号又は名称 有限会社北辰興業
- (2) 代 表 者 小泉 宗治郎
- (3) 主たる事務所 横浜市西区岡野一丁目19番18号
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(12)第8615号
- (5) 免 許 年 月 日 平成29年 7 月 30 日
- 7 (1) 商号又は名称 株式会社ワールドインターリンクス
- (2) 代 表 者 杉 雄一郎
- (3) 主たる事務所 横浜市中区常盤町三丁目24番地サンビル 9 階 A 4 A
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第29973号
- (5) 免 許 年 月 日 平成29年 9 月 15 日
- 8 (1) 商号又は名称 東洋土地建物株式会社
- (2) 代 表 者 岡本 通
- (3) 主たる事務所 横浜市鶴見区生麦 4 丁目 4 番17号
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(6)第21150号
- (5) 免 許 年 月 日 平成30年 1 月 17 日
- 9 (1) 商号又は名称 株式会社東京パートナーズ不動産
- (2) 代 表 者 趙 大可
- (3) 主たる事務所 東京都墨田区文花 1 丁目34の11 212号室
- (4) 免 許 番 号 神奈川県知事(1)第30505号
- (5) 免 許 年 月 日 平成31年 4 月 15 日



都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年10月29日

神奈川県横須賀土木事務所長 相 原 久 彦

開発区域に含まれる地域の名称	三浦郡葉山町一色字日影693の10ほか5筆及び704の1の一部
開発区域の面積	909.85平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市金沢区柴町54
開発許可を受けた者の氏名	株式会社三嘉 代表取締役 黒川 賢治
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 2 年10月26日 神奈川県指令須土第610011号 (令和 3 年 2 月25日 神奈川県指令須土第610020号) (令和 3 年10月 6 日 神奈川県指令須土第610003号)

### 入 札 公 告

#### 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 3 年10月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)パルスオキシメーター 10,000個 (2)神奈川県健康医療局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和 3 年 9 月 8 日 (4)株式会社ドリテック 埼玉県川口市戸塚2-11の8 (5)33,000,000円 (6)随意契約 (8)地方自治法施行令第167条の2第1項第5号